

医政第384号
平成23年7月6日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について
このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

なお、下記関係団体へは、別途送付しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県歯科衛生士会
社団法人 熊本県歯科技工士会
熊本県公的病院長会
全日本病院協会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班(担当:富野)
TEL:096-333-2205
FAX:096-385-1754
メール:tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp



平成23年6月28日
医政発0628第4号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について

国外で作成する歯科医療の用に供する補てつ物等については、これまで「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成17年9月8日付け医政歯発第0908001号医政局歯科保健課長通知)及び「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」(平成22年3月31日付け医政歯発0331第1号医政局歯科保健課長通知)により、その品質の確保に努めるよう周知してきた。

しかしながら、歯科医療技術の進展、補てつ物の作成委託に係る形態及び物流システムの多様化に伴い国外で作成された補てつ物等の安全性について関心が高まってきたことを踏まえ、より安心して安全な歯科医療を確立するため別添のとおり「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針」を策定したので、今後はこの指針の内容を御了知の上、貴管内及び管下の市町村(特別区を含む)、関係機関、関係団体等に周知するとともに、歯科医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請を図られたい。

